瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布す る。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第6号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額 与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当 は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月 の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時 間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時 例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に 間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (給与の減額)

第23条 <省略>

2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公 務員災害補償法(昭和42年法律第121号) 第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この 項及び第25条において同じ。)による負傷を 除く。) 又は疾病(公務上の疾病及び通勤によ る疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇 の開始の日から起算して90日を超えて引き続 き勤務しないときは、前項の規定にかかわら

額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条

52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第23条 <省略>

- ず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日に つき、給料の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額に100分の50を乗じて得た額 を減額する。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しな い期間の範囲、給料の計算その他同項の規定に よる給与の減額に関し必要な事項は、市長が規 則で定める。

(休職者の給与)

かかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病 にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事 由に該当して休職にされたときは、その休職の 期間中、給与の全額を支給する。

2から7まで <省略>

附則

- 1から16 <省略>
- 17 附則第14項の規定により給与が減ぜられ 17 附則第14項の規定により給与が減ぜられ て支給される職員について第23条第1項に規 定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条 第2項の規定にかかわらず、同項の規定により 算出した給与額から、給料月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その 額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたも ので除して得た額に100分の1.5を乗じて 得た額(最低号給に達しない場合にあっては、 給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間 当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して 得た額)に相当する額を減じた額とする。

18 <省略>

(休職者の給与)

第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病に第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病に かかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭 和42年法律第121号)第2条第2項に規定 する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾 病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる 事由に該当して休職にされたときは、その休職 の期間中、給与の全額を支給する。

2から7まで <省略>

附 則

1から16 <省略>

て支給される職員について第23条に規定する 勤務1時間当たりの給与額は、第22条第2項 の規定にかかわらず、同項の規定により算出し た給与額から、給料月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除 して得た額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、給料月 額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たり の勤務時間に52を乗じたもので除して得た 額)に相当する額を減じた額とする。

18 <省略>

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和42 年瀬戸市条例第10号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第16条 <省略>	第16条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公	
務員災害補償法(昭和42年法律第121号)	
第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この	
項において同じ。)による負傷を除く。)又は	
疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除	
く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日	
から起算して90日を超えて引き続き勤務しな	
いときは、第1項の規定にかかわらず、その期	
間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料	
の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計	
額に100分の50を乗じて得た額を減額す	
<u>3.</u>	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。